

議案第63号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年
さいたま市条例第277号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第5条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略]	(扶養手当) 第5条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)</u> 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略]
(単身赴任手当) 第8条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある	(単身赴任手当) 第8条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住

者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第12条 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給料の減額)

第17条 [略]

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び1年につき非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)

居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第12条 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給料の減額)

第17条 [略]

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び1年につき非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)

<p>) 内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>る状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、<u>第7条</u>及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
--	---

(さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第39号）の一部を次のように改正する。
 次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 [略] (定年退職者等の再任用に係る経過措置)</p> <p>2 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第16条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略] (定年退職者等の再任用に係る経過措置)</p> <p>2 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、<u>第7条</u>及び第16条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条第2項及び第8条の2第1項の改正は令和9年4月1日から、第1条中第17条第2項の改正は公布の日から施行する。